

証券コード 5981
平成24年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
取締役社長 猪瀬迪夫

第213回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第213回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第213期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第213期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否または棄権のいずれの記載もない場合は、会社提案の議案については賛成の意思表示があったものとする事とし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<提供書面>

第213期 事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新興国の内需拡大等といった好材料も見られるものの、欧州金融危機とそれに関連する欧州諸国の緊縮財政等の影響による景気の下振れが懸念される等、先行きの不透明感が高まっております。

わが国経済においては、東日本大震災からの復旧需要によって、緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、急激な円高の進行や原発停止による電力不足懸念といった新たな課題が国内産業の国際競争力を低下させており、非常に厳しい局面で推移しております。

このような状況のもと、当社グループでは、持続的成長の実現に向けて各事業における収益改善と成長を担う海外事業拠点の拡充等に取り組んだほか、復旧需要の積極的な取り込みに注力した結果、水産用繊維ロープの販売増やワイヤソーの前期大口受注分の売上計上等により当連結会計年度の売上高は76,370百万円と対前期で6.2%の増収になりました。

しかしながら利益面では、ソーワイヤの国内外の急激な需要減と価格下落が生じたほか、開発製品部門の売上減少等が影響し、営業利益は751百万円(対前期78.3%減)、経常利益は383百万円(対前期87.4%減)となりました。

当期純損益については、当連結会計年度中に急激に事業環境が悪化したスチールコード部門の抜本的生産体制再構築費用として事業構造改革費用3,487百万円を計上するほか、開発製品部門の補償修理費用721百万円等を特別損失として計上したため、3,374百万円の当期純損失(前期は765百万円の当期純利益)と大変厳しい結果となりました。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

<鋼索鋼線関連>

鋼索製品は、国内においては建機向け製品等が堅調に推移し、海外においては中国を中心としてエレベーター用・クレーン用ワイヤロープの販売数量が増加したことから、売上高は増加いたしました。

鋼線製品は、主に通信ケーブル用鋼より線およびコンクリート補強材用鋼線の販売数量が減少したことにより売上高は減少いたしました。

その他繊維製品については、水産業の震災復旧需要により水産向け製品の販売が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当部門の売上高は、27,495百万円(対前期7.6%増)となりました。

<スチールコード関連>

タイヤコード製品は、東日本大震災等による自動車生産の低迷の影響により国内売上高が減少し、ソーワイヤ製品の国内外の需要減と販売価格の急激な下落により売上高が減少したものの、前期大口受注したワイヤソンの売上計上により当部門の売上高は26,047百万円(対前期8.0%増)となりました。

<開発製品関連>

開発製品は、法面関連や雪害対策関連等の防災関連製品の売上高が伸長し、海外橋梁物件の受注によって橋梁ケーブルの売上高が増加した一方、道路関連製品の売上高が減少した結果、当部門の売上高は12,675百万円(対前期3.1%減)となりました。

<不動産関連>

当部門の売上高は、1,171百万円(対前期4.8%減)となりました。

<その他>

その他では、原油高の影響により石油関連製品の売上高が増加したほか、自動計量器・包装機や、超硬合金製品の販売が堅調に推移した結果、売上高は8,980百万円(対前期13.6%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は58億円であります。その主なものは、鋼索鋼線部門及びスチールコード部門の海外連結子会社の生産能力増強によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、欧州諸国の財政問題や世界的な金融・資本市場の不安定さが、これまで堅調に推移してきた新興諸国の景気を鈍化させることが懸念され、一方、国内経済では震災復旧の本格化による需要は期待されるものの、円高、電力不足および原油価格高騰等が国内産業の空洞化を招きかねないといった、引続き不安定な状況が続くものと思われま。

このような状況の中、当社グループでは、東日本大震災からの復興過程において、インフラ再整備にタイムリーかつ安定的に優れた商品を提供し続けることで社会的使命を全うすることに最大限注力しつつ、新中期経営計画「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求(TCT-II)」を着実に推進し、前期に悪化した収益力の回復と将来的な成長エンジンとなる事業育成に注力してまいり所存であります。

「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求(TCT-II)」では、急激に悪化したスチールコード事業を事業環境に適応した生産体制へ果断に構造改革すること、また、国内外事業場のコスト削減と生産性の向上や既存商品・新商品の拡販の実現を通じて当社グループの収益力を回復させることに傾注してまいりま

す。併せて、石油資源開発、送電線網整備、橋梁補修事業等の分野におけるCFCCやハイブリッド製品、全磁束診断技術等の活用を推進し、当社グループの将来にむけた成長エンジンへと育成してまいります。

当社グループは、この新中期経営計画により、平成25年度以降の確固たる事業基盤を構築し、株主・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼に応えられる企業となるために全力を尽くす所存であります。

以って、株主各位のご期待にお応えしていく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 210 期 平成20年度	第 211 期 平成21年度	第 212 期 平成22年度	第213期 (当期) 平成23年度
売 上 高 (百万円)	79,759	72,138	71,887	76,370
営 業 利 益 (百万円)	3,191	2,256	3,463	751
経 常 利 益 (百万円)	2,344	1,623	3,054	383
当期純利益(または純損失(△)) (百万円)	△176	425	765	△3,374
1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円)	△1.19	2.91	5.26	△23.24
総 資 産 (百万円)	104,877	103,538	104,937	105,487
純 資 産 (百万円)	42,125	42,919	42,915	40,173

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 210 期 平成20年度	第 211 期 平成21年度	第 212 期 平成22年度	第213期 (当期) 平成23年度
売 上 高 (百万円)	55,202	48,020	48,428	48,463
営業利益(または損失(△)) (百万円)	2,901	872	1,238	△754
経常利益(または損失(△)) (百万円)	2,712	711	1,137	△582
当期純利益(または純損失(△)) (百万円)	456	659	△558	△3,713
1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円)	3.07	4.51	△3.83	△25.58
総 資 産 (百万円)	92,280	91,355	92,261	88,356
純 資 産 (百万円)	39,231	40,056	39,068	36,116

(6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
鋼 索 鋼 線 関 連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、ソーワイヤ、ワイヤソー、金属繊維等の製造・販売
開 発 製 品 関 連	道路安全施設、長大橋用ケーブル等の製造・販売及び橋梁の設計・施工
不 動 産 関 連	不動産賃貸
そ の 他	石油製品の販売、粉末冶金製品、産業機械等の製造・販売

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	100.0 %	繊維索・網の製造及び販売
東 綱 橋 梁 株 式 会 社	400	100.0	橋梁の設計・施工
赤 穂 ロ ー プ 株 式 会 社	60	100.0	鋼索の製造及び販売
日 本 特 殊 合 金 株 式 会 社	31	100.0	粉末冶金製品の製造及び販売
株 式 会 社 新 洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売
東 綱 商 事 株 式 会 社	100	100.0	石油製品・高圧ガスの販売、保険代理業
ト ー コ ー テ ク ノ 株 式 会 社	40	100.0	土木建築工事
長 崎 機 器 株 式 会 社	32	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の製作・販売
株式会社東綱ワイヤロープ東日本	50	80.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工
株式会社東綱ワイヤロープ西日本	50	100.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売
東京製綱海外事業投資株式会社	4,405	83.9	東京製綱(常州)有限公司への投資
東京製綱(常州)有限公司	8,745	(100.0)	スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売
東京製綱ベトナム有限責任会社	千US\$ 6,000	100.0	鋼索の製造及び販売
東京製綱(常州)機械有限公司	百万円 400	100.0	ワイヤソーの製造及び販売
東京製綱マレーシア株式有限責任会社	百万RM 72	100.0	ソーワイヤの製造及び販売

(注1) 当社の議決権比率における()は間接所有によるものであります。

(注2) 長崎機器株式会社は平成24年5月1日付で資本金を100百万円に増資いたしました。

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
	支 店	大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）
	営 業 所	長野（長野市）、新潟（新潟市）、広島（広島市）、盛岡（盛岡市）
	駐在員事務所	中華人民共和国（香港特別行政区）、カザフスタン共和国（アルマティ市）、ロシア連邦（モスクワ市）
	工 場	土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）、北上工場（北上市）および和歌山分工場（和歌山市）、北上機械製作所（北上市）
東京製網繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村 1-1
東 網 橋 梁 株 式 会 社	本 社	栃木県下野市下古山143
赤 穂 ロ ー プ 株 式 会 社	本 社	兵庫県赤穂市坂越291
日 本 特 殊 合 金 株 式 会 社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11-3
株 式 会 社 新 洋	本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-13-7
東 網 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-13-7
ト ー コ ー テ ク ノ 株 式 会 社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
長 崎 機 器 株 式 会 社	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷820
株式会社東網ワイヤロープ東日本	本 社	東京都千代田区神田須田町 2-5-2
株式会社東網ワイヤロープ西日本	本 社	大阪府堺市西区築港新町三丁30
東京製網海外事業投資株式会社	本 社	東京都中央区日本橋 3-6-2
東京製網（常州）有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号
東京製網ベトナム有限責任会社	本 社	30 VSIP II Street 3, Vietnam Singapore Industrial Park II Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Ben Cat District, Binh Duong Province, Vietnam
東京製網（常州）機械有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省常州市新北区黄河西路291号
東京製網マレーシア株式有限責任会社	本 社	No1, Jalan SiLC1, Kawasan Perindustrian Nusa SiLC, 79200 Bandar Nusa Jaya, Johor, Malaysia

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減(△)
2,509名	325名

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末 比増減(△)	平均年令	平均勤続年数
男 子	880名	△35名	41.3才	19.3年
女 子	108名	11名	42.3才	19.0年
合計または平均	988名	△24名	41.8才	19.1年

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	4,903
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,792
株式会社常陽銀行	3,570
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,020
中央三井信託銀行株式会社	3,005
株式会社三井住友銀行	2,140

(注1) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約（融資限度額4,300百万円、期末残高1,218百万円）を締結しております。

(注2) 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社と社名を変更しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 162,682,420株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が17,464,495株含まれております。

(3) 株主数 16,929名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日本製鐵株式会社	11,504 ^{千株}	7.92 [%]
株式会社ハイレックスコーポレーション	4,000	2.75
東京ロープ共栄会	3,419	2.35
横浜ゴム株式会社	2,671	1.83
C B H K - K S D - W O O R I	2,591	1.78
朝日生命保険相互会社	2,205	1.51
日本生命保険相互会社	1,917	1.32
株式会社日立製作所	1,900	1.30
東京製綱グループ従業員持株会	1,883	1.29
住友生命保険相互会社	1,808	1.24

(注) 当社は自己株式17,464,495株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議の日	平成17年6月29日		
新株予約権の数	270個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 270,000株		
新株予約権の発行価額	無償		
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき210,000円		
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から 平成24年6月29日まで		
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の一部行使は認めない。 ②権利行使時に当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員としての地位にあること。但し、任期満了による退任および定年退職の他、取締役会が上記地位にないことにつき正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ③その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		
役員の保有状況	取締役	保有者数	4名
		保有数	184個
		目的となる株式の数	184,000株

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当業務	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	田 中 重 人		
取締役社長 (代表取締役)	猪 瀬 迪 夫		
専務取締役	蔵 重 新 次	T C T推進本部長	
常務取締役	萩 原 良 仁	エンジニアリング事業部長	
常務取締役	村 田 秀 樹	技術開発本部長兼T C T推進本部副本部長	
常務取締役	岡 庭 憲 一	スチールコード事業部長兼技術開発本部副本部長	東京製綱(常州)有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 東京製綱(常州)機械有限公司董事長 東京製綱マレーシア株式有限責任会社取締役会長
取 締 役	佐 藤 和 規	総務部長、人事部・環境安全防災室管掌	
取 締 役	堀 本 国 男	企画財務部長兼購買物流部長、I T企画部管掌	
取 締 役	増 渕 稔		日本証券金融株式会社取締役社長
監 査 役 (常 勤)	泥 谷 正 三		
監 査 役	内 藤 秀 彦		中央不動産株式会社取締役社長 古河スカイ株式会社社外取締役 清和綜合建物株式会社社外監査役
監 査 役	小田木 毅		弁護士
監 査 役	辰 巳 修 二		雪印メグミルク株式会社社外監査役

(注1) 取締役のうち、増渕稔氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち、内藤秀彦、小田木毅の両氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役増渕稔氏及び監査役小田木毅氏は東京証券取引所及び大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

氏名	支給人員	支給額
取締役	10名	261百万円
監査役	6	48

- (注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- (注3) 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額65,000千円以内と決議いただいております。
- (注4) 当社は平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職の状況	当該他の法人等との関係
増渕 稔(社外取締役)	日本証券金融株式会社 取締役社長	当社と日本証券金融株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
内藤秀彦(社外監査役)	中央不動産株式会社 取締役社長	当社と中央不動産株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職の状況	当該他の法人等との関係
内藤秀彦(社外監査役)	古河スカイ株式会社 社外取締役 清和総合建物株式会社 社外監査役	当社と古河スカイ株式会社並びに清和総合建物株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
小田木毅(社外監査役)	雪印メグミルク株式会社 社外監査役	当社と雪印メグミルク株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	増 洵 稔	平成23年度に開催された取締役会全17回中16回に出席し、会社経営者としての経験と業務執行から独立した見地から、当社の経営判断が合理的で適正な意思決定となるよう有用な意見を述べております。
社外監査役	内 藤 秀 彦	平成23年度に開催された取締役会全17回中14回および監査役会全14回中12回に出席し、会社経営者としての経験や社外役員としての経験及び社外監査役としての見地に基づき適宜有用な指摘を行っております。
社外監査役	小 田 木 毅	平成23年6月の就任後に開催された取締役会13回および監査役会10回全てに出席し、社外監査役としての見地に基づき経営に対する監視を行うとともに、弁護士としての専門的な立場から適宜有用な意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役とは、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の報酬等の額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	24百万円

⑥ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	40百万円

(注1) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱（常州）有限公司他は、他の監査法人の会計監査を受けております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会において、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うものとし、必要に応じて監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」について株主総会の付議議案とするよう取締役会に要請し、取締役会はそれを審議することといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当する事項はありません。

(7) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する為の体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループ各社が法令・社会規範・企業倫理を遵守することで社会に有用な存在であり続けるための指針を「東京製綱グループ企業行動指針」として制定し、周知徹底を図る。
- ロ. 環境安全防災室は、環境面・安全面での関係法令に適合した全社的な業務執行の管理を行う。
- ハ. 内部監査室は、取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため業務監査を実施する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限裁決規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社グループの中期経営計画を策定し、年度経営計画に展開する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役及び従業員が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従い文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定し運用するとともに、重要な事業投融资については投融资業務規程に、重要な大規模取引等についてプロジェクト方針会議規程に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社事業上の各種リスクが顕在化することを最小化するため「内部統制チェックリスト」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の取締役及び従業員が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定し、周知徹底を図る。
 - ロ. 当社環境安全防災室は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
 - ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。
- また、各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」並びに「関係会社経営管理規程」を制定し、当社企画財務部が統括的にリスク管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 現在、監査役の職務を補助する監査役付使用人として兼任者2名設置しているが、監査役付使用人の人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- ロ. 監査役付使用人の監査役の補助業務については業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指示命令に従うものとし、当該業務に係る人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
 - ロ. 稟議書、通達等の社内文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ハ. 会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会計監査内容について説明を受けるとともに定期的に情報交換し綿密に連繫を図る。
- ニ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等の意見を求め、内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様へ還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランド力、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があると考えます。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の源泉を維持し持続的に発展させるために、平成16年6月に10年後の長期ビジョンとして、「平成26年3月期の連結売上高1,000億円、経常利益率10%」等を目標に掲げて活動してまいりました。

当連結会計年度までの直近2会計年度では、事業環境の変化に適応して当社グループの構造転換を目指す中期経営計画「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求（TCT-I）」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を推進してまいりましたが、東日本大震災の発生、歴史的な円高基調、それまで着実に成長を遂げてきた太陽光関連事業の急速かつ大幅な収益悪化等に見舞われ、企図した業績とは大きく異なる結果となりました。そのような状況に鑑み、平成25年3月期から平成26年3月期までの2会計年度では前述の対処すべき課題で示しましたとおり、喫緊の課題である収益力の回復と当社グループの持続的成長を実現するための成長エンジンの確立を主眼とした新中期経営計画「トータル・ケーブル・テクノロジーII（TCT-II）」を策定し、既に取り組みを始めております。

③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されることを防止する取組みとして、平成19年5月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会にご承認を得て導入し、平成22年6月29日開催の第211回定時株主総会においてその内容の一部を変更し更新することにつきご承認いただき発効いたしております。

本プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の手続を明確化し、株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者（以

下、「大量買付者等」といいます。)には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けたうえでこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様へ情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動(大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当)を取締役に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

④ 本プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、本プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。

ii) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成22年6月開催の第211回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の有効期限を設定しております。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃止することができる(いわゆるデットハンド型ではないこと)ことから導入・廃止とも株主の皆様の意思が反映されます。

iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

現経営陣からは独立した社外監査役や有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで本プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。

iv) 合理的な客観的要件の設定

本プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

(注) 上記は現在発効している買収防衛策の概要を示しております。詳しい内容につきましては当社ウェブサイト(<http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20100521.pdf>)をご参照下さい。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

当期につきましては、次のとおり剰余金の配当等の決定を行っております。

<期末配当に関する事項>

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額
当社普通株式1株あたり2.5円 総額363百万円
- ② 決議日
平成24年5月11日
- ③ 効力発生日
平成24年6月8日

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	40,378	流 動 負 債	38,525
現金及び預金	1,857	支払手形及び買掛金	12,394
受取手形及び売掛金	19,384	短期借入金	19,826
商品及び製品	5,196	未払費用	2,081
仕掛品	7,443	賞与引当金	891
原材料及び貯蔵品	4,154	その他	3,330
繰延税金資産	1,043	固 定 負 債	26,787
その他	1,335	長期借入金	11,702
貸倒引当金	△36	リース債務	1,617
固 定 資 産	65,092	繰延税金負債	52
有 形 固 定 資 産	52,450	再評価に係る繰延税金負債	5,788
建物及び構築物	13,669	退職給付引当金	4,763
機械装置及び運搬具	13,697	役員退職慰労引当金	159
土地	21,166	資産除去債務	519
リース資産	1,176	長期前受収益	13
建設仮勘定	1,936	その他	2,172
その他	804	負 債 合 計	65,313
無 形 固 定 資 産	609	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	12,032	株 主 資 本	26,668
投資有価証券	6,593	資 本 金	15,074
繰延税金資産	2,867	資 本 剰 余 金	8,575
その他	3,025	利 益 剰 余 金	6,290
貸倒引当金	△453	自 己 株 式	△3,271
繰 延 資 産	15	その他の包括利益累計額	10,600
		その他有価証券評価差額金	482
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	10,851
		為替換算調整勘定	△733
		少 数 株 主 持 分	2,905
資 産 合 計	105,487	純 資 産 合 計	40,173
		負 債 純 資 産 合 計	105,487

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

科 目	金 額	百万円	百万円
売 上 高			76,370
売 上 原 価			64,022
売 上 総 利 益			12,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			11,597
営 業 外 収 入			751
受 取 利 息	34		
受 取 配 当 金	127		
補 助 金 収 入	67		
そ の 他	324		553
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	441		
そ の 他	479		920
特 別 常 利 益			383
特 別 有 価 証 券 売 却 益	4		4
特 別 有 価 証 券 売 却 損	30		
特 別 有 価 証 券 評 価 損	11		
災 害 に よ る 損 失	76		
補 償 修 理 費 用	721		
事 業 構 造 改 革 費 用	3,487		
そ の 他	14		4,341
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			3,953
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	615		
法 人 税 等 調 整 額	△1,291		△675
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失			3,277
少 数 株 主 利 益			96
当 期 純 損 失			3,374

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,074	8,574	10,095	△3,284	30,459
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△362	—	△362
当 期 純 損 失	—	—	△3,374	—	△3,374
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△5	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	1	—	17	19
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	△68	—	△68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	1	△3,805	12	△3,791
当 期 末 残 高	15,074	8,575	6,290	△3,271	26,668

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額	繰 上 延 損 ツ ジ 益	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金	為 替 換 算 調 整 勘 定		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	170	0	10,005	△524	9,651	2,804	42,915
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△362
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	—	△3,374
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	19
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—	—	—	△68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	312	0	845	△209	948	100	1,049
当 期 変 動 額 合 計	312	0	845	△209	948	100	△2,741
当 期 末 残 高	482	1	10,851	△733	10,600	2,905	40,173

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結した子会社は東京製網繊維ローブ(株)以下15社で、非連結子会社は東京製網テクノス(株)以下10社であります。

非連結子会社10社の合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社であった東京製網(常州)機械有限公司と東京製網マレーシア株式有限責任会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は江蘇東網金属製品有限公司及び江蘇法爾勝纜索有限公司で、非連結子会社10社および関連会社5社については、連結当期純損益および利益剰余金に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

持分法を適用していない主要な非連結子会社は東京製網テクノス(株)、主要な関連会社は東洋製網(株)であります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社である東京製網(常州)有限公司、東京製網ベトナム有限責任会社、東京製網(常州)機械有限公司及び東京製網マレーシア株式有限責任会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

イ. リース資産以外の有形固定資産

親会社は、主として定率法（但し、賃貸資産の一部及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）、連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労引当金規程に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却

開業費 5年間で均等償却

重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

のれんの償却方法及び償却期間

金額に重要性のない場合は発生年度で全額償却し、重要性のある場合は、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産」(前連結会計年度796百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」(前連結会計年度960百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	62,640百万円
(2) 手形割引残高	223百万円
(3) ①担保に供している資産	
有形固定資産	10,277百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	20百万円
固定負債その他	57百万円
(4) 偶発債務	
①手形債権流動化に伴う買戻し義務	1,500百万円
②関係会社 江蘇東綱金属製品有限公司の銀行借入に対する債務保証	652百万円 (50百万円)
③関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する債務保証	521百万円 (40百万円)

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算出。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日および平成14年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△5,297百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

162,682,420株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成23年5月11日 取締役会	普通株式	362	2.5	平成23年 3月31日	平成23年 6月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	363	2.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月8日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式

384,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等を中心に行い、資金調達については、銀行借入及び社債発行、受取手形等の債権流動化による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払い利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	1,857	1,857	—
②受取手形及び売掛金	19,384	19,384	—
③投資有価証券			
その他有価証券	5,152	5,152	—
④支払手形及び買掛金	(12,394)	(12,394)	—
⑤短期借入金	(19,826)	(19,826)	—
⑥長期借入金	(11,702)	(11,708)	△6
⑦デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦デリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価(*)
				うち 1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	3,527	2,500	△16

(*)デリバティブ取引の時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2)．非上場株式(連結貸借対照表計上額1,440百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを、見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む)他を有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
13,607	△369	13,237	10,617

(注1)．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)．当期増減額は、建物等の減価償却費(369百万円)であります。

(注3)．賃貸等不動産の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価額、重要性が乏しい物件は固定資産税評価額に基づいております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、526百万円(賃貸収益は売上高に、主な費用は売上原価に計上)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 256円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 23円24銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

東京製綱株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	27,813	流 動 負 債	27,107
現 金 及 び 預 金	450	支 払 手 形	132
受 取 手 形	951	買 掛 金	7,667
売 掛 金	11,545	短 期 借 入 金	15,050
た な 卸 資 産	10,243	賞 与 引 当 金	628
繰 延 税 金 資 産	874	そ の 他	3,628
そ の 他 金	3,748	固 定 負 債	25,132
貸 倒 引 当 金	△1	長 期 借 入 金	10,925
固 定 資 産	60,542	リ ー ス 債 務	1,610
有 形 固 定 資 産	38,644	退 職 給 付 引 当 金	4,159
建 物 及 び 構 築 物	10,113	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,765
機 械 装 置	6,104	資 産 除 去 債 務	504
土 地	20,908	長 期 前 受 賃 料	13
リ ー ス 資 産	1,170	そ の 他	2,153
建 設 仮 勘 定	69	負 債 合 計	52,240
そ の 他	278	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	279	株 主 資 本	25,975
投 資 そ の 他 の 資 産	21,618	資 本 金	15,074
投 資 有 価 証 券	4,840	資 本 剰 余 金	8,575
関 係 会 社 株 式	10,611	資 本 準 備 金	5,539
関 係 会 社 出 資 金	2,273	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,035
長 期 貸 付 金	406	利 益 剰 余 金	5,598
繰 延 税 金 資 産	2,507	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,598
そ の 他	1,118	別 途 積 立 金	4,500
貸 倒 引 当 金	△139	繰 越 利 益 剰 余 金	1,098
		自 己 株 式	△3,271
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,140
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	458
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,680
資 産 合 計	88,356	純 資 産 合 計	36,116
		負 債 純 資 産 合 計	88,356

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		48,463
売 上 原 価		42,066
売 上 総 利 益		6,397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,152
営 業 損 失		754
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	221	
固 定 資 産 賃 貸 料	112	
補 助 金 収 入	67	
そ の 他	198	598
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	219	
賃 貸 費 用	81	
そ の 他	125	427
経 常 損 失		582
特 別 利 益		
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4	4
投 資 有 価 証 券 売 却 損	29	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6	
災 害 に よ る 損 失	75	
補 償 修 理 費 用	721	
事 業 構 造 改 革 費 用	3,487	
そ の 他	2	4,323
税 引 前 当 期 純 損 失		4,901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73	
法 人 税 等 調 整 額	△1,260	△1,187
当 期 純 損 失		3,713

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 積 立 金	繰 越 利 剰 余 金			
当 期 首 残 高	百万円 15,074	百万円 5,539	百万円 3,034	百万円 8,574	百万円 4,500	百万円 5,174	百万円 9,674	百万円 △3,284	百万円 30,038
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△362	△362	—	△362
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	△3,713	△3,713	—	△3,713
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△5	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	—	1	1	—	—	—	17	19
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1	1	—	△4,076	△4,076	12	△4,062
当 期 末 残 高	15,074	5,539	3,035	8,575	4,500	1,098	5,598	△3,271	25,975

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	百万円 194	百万円 0	百万円 8,834	百万円 9,030	百万円 39,068
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△362
当 期 純 損 失	—	—	—	—	△3,713
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△5
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	19
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	263	0	845	1,110	1,110
当 期 変 動 額 合 計	263	0	845	1,110	△2,952
当 期 末 残 高	458	1	9,680	10,140	36,116

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法および評価基準

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価方法および評価基準

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、賃貸資産の一部および平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数(11年)による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「有形固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産」(前事業年度787百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」(前事業年度952百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入益」(当事業年度26百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」(当事業年度18百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸費用」(前事業年度71百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	5,848百万円
関係会社に対する長期金銭債権	312百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,955百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	52,721百万円
(3) 手形債権流動化に伴う買戻し義務	1,594百万円
(4) 担保資産および担保付債務	
①担保に供している資産	
有形固定資産	10,277百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	20百万円
固定負債その他	57百万円
③保証債務等	
関係会社 東京製綱マレーシア株式有限責任会社の銀行借入に対する債務保証	1,643百万円 (20百万米ドル)
関係会社 東京製綱ベトナム有限責任会社の銀行借入に対する債務保証	822百万円 (10百万米ドル)
関係会社 江蘇東綱金属製品有限公司の銀行借入に対する債務保証	652百万円 (50百万元)
関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する債務保証	521百万円 (40百万元)
関係会社 東京製綱(常州)機械有限公司の銀行借入に対する債務保証	413百万円 (31百万元)
関係会社 東京製綱マレーシア株式有限責任会社の不動産賃貸借契約に対する保証債務	15百万円 (0百万リンギ)
関係会社 (株)東綱ワイヤローブ西日本の不動産賃貸借契約に対する保証債務	15百万円
(5) 事業用土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算出。	
再評価を行った年月日	平成13年3月31日および平成14年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△5,297百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	7,764百万円
(2) 関係会社からの仕入高	3,693百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	263百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日の自己株式数	17,464,495株
---------------	-------------

5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

賞与引当金	237百万円
事業構造改革費用	420百万円
その他	216百万円
計	874百万円

②固定資産

退職給付引当金	1,474百万円
関係会社株式評価損	567百万円
投資有価証券評価損	324百万円
繰越欠損金	529百万円
事業構造改革費用	863百万円
その他	371百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	△99百万円

小計	4,029百万円
評価性引当額	△1,521百万円
計	2,507百万円

繰延税金資産合計	3,382百万円
----------	----------

(繰延税金負債)

固定負債

その他有価証券評価差額金	△99百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	99百万円

繰延税金負債合計	－百万円
----------	------

差引 繰延税金資産純額	3,382百万円
-------------	----------

再評価に係る繰延税金負債	5,765百万円
--------------	----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.64%から、回収が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.82%、平成27年4月1日以降のものについては35.44%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が370百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が385百万円、その他有価証券評価差額金が14百万円、それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高 (注7)
子会社	東網商事株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1、2)	3,099	短期貸付金 長期貸付金	20 6
	トーコーテクノ 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の短期貸付 (注1、2)	1,500	短期貸付金	450
	東京製網(常州)有限 公司	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の短期貸付 (注1)	1,027	短期貸付金	1,027
	株式会社東網ワイヤ ロープ東日本	所有 直接 80.0%	当社製品の販 売	売上高 (注3)	2,561	売掛金	907
	株式会社東網ワイヤ ロープ西日本	所有 直接 100.0%	当社製品の販 売	売上高 (注3)	3,283	売掛金	1,095
	東京製網マレーシア 株式有限責任会社	所有 直接 100.0%	株式の取得 債務保証	株式の取得 (注4) 債務保証 (注5)	1,000 1,643	関係会社株式 —	2,000 —
関 連 会 社	KISWIRE NEPTUNE SDN. BHD	所有 直接 30.0%	株式の取得	株式の取得 (注6)	1,112	関係会社株式	1,112

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 当社グループは、連結会社間の運転資金の効率的運用を図るため、資金集中管理システムによる資金取引を行っております。

(注3) 価格その他の取引条件は、子会社より提示された希望価格を基に、価格交渉の上で決定しております。

(注4) 東京製網マレーシア株式有限責任会社の設立の行った増資に伴う払い込みであります。

(注5) 債務保証については、銀行借入れにつき、債務保証を行ったものであります。

(注6) KISWIRE NEPTUNE SDN. BHDの設立に伴う株式の引受によるものであります。

(注7) 取引金額は消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 223円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 25円58銭 |

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

東京製綱株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網本重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第213期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第213期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所その他主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、今期特別損失として補償修理費用を計上することとなった事案に対して事実調査と原因究明が行われ、再発防止が図られ、内部統制システムの整備が進められていることが認められます。その運用状況も良好と判断いたします。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月22日

東京製綱株式会社 監査役会
常勤監査役 泥谷正三 ㊟
社外監査役 内藤秀彦 ㊟
社外監査役 小田木毅 ㊟
監査役 辰巳修二 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

現任取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たなか しげと 田中重人 (昭和18年1月14日生)	昭和42年4月 富士製鐵株式会社入社 平成11年4月 新日本製鐵株式会社取締役大阪支店長 平成13年4月 同社取締役、当社顧問 平成13年6月 当社取締役副社長 平成14年4月 当社取締役社長執行役員 平成22年6月 当社取締役会長執行役員 現在に至る	267,000株
2	くらしげ しんじ 蔵重新次 (昭和21年7月9日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年2月 ATR Wire & Cable Co., Inc. 取締役社長 平成17年6月 当社常務執行役員東京製綱(常州)有限公司董事兼総経理 平成19年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼東京製綱(常州)有限公司董事 平成22年6月 当社常務取締役執行役員TCT推進本部長 平成23年6月 当社専務取締役執行役員TCT推進本部長 現在に至る	104,000株
3	はぎわら よしひと 萩原良仁 (昭和23年9月23日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年10月 当社環境建材部長 平成14年4月 当社執行役員エンジニアリング事業部長 平成14年6月 当社取締役執行役員エンジニアリング事業部長 平成20年4月 当社常務取締役執行役員エンジニアリング事業部長 現在に至る	98,000株
4	むらた ひでき 村田秀樹 (昭和26年10月10日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役執行役員土浦工場長 平成19年4月 当社取締役執行役員鋼索鋼線事業部長 平成20年4月 当社常務取締役執行役員鋼索鋼線事業部長 平成22年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長 平成23年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼TCT推進本部副本部長 現在に至る	82,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	おかにわ けんいち 岡庭 憲一 (昭和25年9月14日生)	昭和51年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成9年6月 同社釜石製鐵所製造部長 平成14年2月 東京製綱スチールコード株式会社取締役工場長 平成19年10月 当社執行役員スチールコード事業部副事業部長兼北上工場長兼東京製綱(常州)有限公司総経理 平成21年6月 当社常務取締役執行役員スチールコード事業部長兼技術開発本部副本部長兼東京製綱(常州)有限公司董事長兼東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 現在に至る 平成22年2月 東京製綱(常州)機械有限公司董事長 現在に至る 平成22年12月 東京製綱マレーシア株式有限責任会社取締役会長 現在に至る [重要な兼職の状況] 東京製綱(常州)有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長 東京製綱(常州)機械有限公司董事長 東京製綱マレーシア株式有限責任会社取締役会長	39,000株
6	さとう かずのり 佐藤 和規 (昭和26年8月10日生)	昭和45年10月 当社入社 平成18年4月 当社コーポレート統括本部総務部長 平成20年4月 当社執行役員コーポレート統括本部総務部長 平成21年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部総務部長 平成23年6月 当社取締役執行役員総務部長、人事部・環境安全防災室管掌 現在に至る	39,000株
7	※ なかむら ひろあき 中村 裕明 (昭和30年2月4日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年6月 東京製綱スチールコード株式会社製造部長 平成18年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社社長 平成22年4月 当社鋼索鋼線事業部副事業部長兼営業本部統括部長 平成23年6月 当社執行役員鋼線事業部長 現在に至る	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	※ しゅとう よういち 首藤 洋一 (昭和31年9月14日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 東京製網繊維ロープ株式会社商品開発部長 平成21年6月 当社新事業推進本部副本部長 平成22年6月 当社TCT推進本部副本部長兼FCFCプロジェクト班長 平成23年6月 当社執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長 現在に至る	10,000株
9	※ あさの まさや 浅野 正也 (昭和35年2月23日生)	昭和58年4月 当社入社 平成14年4月 当社土浦工場製造部長 平成21年8月 当社コーポレート統括本部人事部長兼経営企画室部長 平成23年6月 当社執行役員鋼索事業部長 現在に至る 平成23年7月 東京製網ベトナム有限責任会社社長 現在に至る [重要な兼職の状況] 東京製網ベトナム有限責任会社社長	9,000株
10	ますぶち むのる 増 潤 稔 (昭和18年11月3日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成6年5月 同行信用機構局長 平成10年7月 同行理事 平成14年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問 平成16年6月 日本証券金融株式会社取締役社長 現在に至る 平成22年6月 当社社外取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 日本証券金融株式会社取締役社長	4,000株

(注1) ※は新任の取締役候補者です。

(注2) 候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者岡庭憲一氏は、当社連結子会社である東京製網(常州)有限公司の董事長、東京製網海外事業投資株式会社の取締役社長、東京製網(常州)機械有限公司の董事長及び東京製網マレーシア株式会社有限責任会社の取締役会長を兼務しており、当社と上記4社は競業関係にあります。
2. 取締役候補者浅野正也氏は、当社連結子会社である東京製網ベトナム有限責任会社の会長を兼務しており、当社と競業関係にあります。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注3) 取締役候補者増潤稔氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は増潤稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

1. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

①増淵稔氏は、会社経営者としての豊富な経験を有し、かつ金融の専門家としての幅広い実績と識見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいことから社外取締役として選任をお願いするものであります。

②増淵稔氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

③増淵稔氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

④増淵稔氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

⑤増淵稔氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑥増淵稔氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について

増淵稔氏が在任中の日本証券金融株式会社は、平成19年12月に一部の銘柄に係る品貸入札における不公正な入札調整等の業務運営がなされているとして金融庁より業務改善命令を受けております。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者増淵稔氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、本総会において増淵稔氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役内藤秀彦氏は本総会終結のときをもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、山上純一氏は内藤秀彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やまがみ じゅんいち 山上 純一 (昭和27年12月16日生)	昭和50年4月 株式会社第一勸業銀行入行 平成13年2月 同行融資企画室長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行執行役員秘書室長 平成16年3月 同行執行役員 平成16年4月 同行常務執行役員 平成18年3月 同行理事 平成18年10月 株式会社ぎょうせい専務執行役員 平成18年12月 同社取締役副社長 平成23年6月 清和総合建物株式会社監査役 現在に至る	0株

(注1) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 山上純一氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

1. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①山上純一氏は、長きにわたる金融機関への在籍を通じて金融実務に精通しており、金融の専門家として豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度知見を有していること、また他の法人における監査役としての経験も豊富であることから、経営の適正性を確保するための経営全般の監視と適切な助言を期待すると判断したため社外監査役として選任をお願いするものであります。

②山上純一氏は、特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

③山上純一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

④山上純一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤山上純一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設合併もしくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

2. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。

本総会において山上純一氏が選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
あずま きよたか 東 聖高 (昭和24年9月18日生)	昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成13年6月 同行執行役員人事室長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成18年4月 清水建設株式会社常務執行役員 平成21年6月 日本電設工業株式会社監査役 現在に至る 平成21年6月 株式会社ユウシュウ建物取締役社長 現在に至る 平成22年6月 清和綜合建物株式会社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社ユウシュウ建物取締役社長	0株

- (注1) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 東聖高氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
- (注3) 補欠監査役候補者東聖高氏は、社外監査役候補者であります。
- (注4) 補欠の社外監査役候補者とする理由
東聖高氏は、会社経営者としての経験を有しており、その経験を監査役に選任された場合に、当社の監査体制の強化に活かして頂くため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (注5) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。
- (注6) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者東聖高氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
日本橋フロント3階



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分
JR「東京駅」より徒歩5分
都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分